投票は、まず、欠員があり、及び各小名簿に属する国が候補者を指名する各小名簿から選出された全ての加盟国に対して行う。それぞれの議席の投票は、加盟国名簿Ｃの加盟国の間で行う。全ての加盟国が選出された後、投票は、代理加盟国を選出するために15の規定に従い、同様の順序で行う。

選挙には、棄権票を算入せずに投じられた有効票の単純多数を必要とする。

17の規定に従い、第一回の投票でいかなる候補者も過半数が得られなかつた場合には、当該投票において最も少数の票を得た候補者を除き、引き続き投票を行う。

投票が可否同数の場合には、必要に応じて投票を繰り返し行い、その投票及びそれに続く投票においても可否同数であつた場合には、決定は、抽選によつて行う。

いかなる段階においても一つの空席に対する候補者が一人のみであり、かつ、総務による反対がない場合には、当該候補者は、投票を行わずに選出を宣言することができる。

加盟国名簿Ｃの加盟国の理事国及び代理理事国を選出又は任命するための会合は公開しないものとする。名簿Ｃの加盟国は、当該会合の議長を全会一致によつて任命する。

各小名簿の加盟国は、コンセンサス方式によつて各小名簿会合の議長を任命する。

選出された理事国及び代理理事国の名称は、各理事国及び代理理事国の任期並びに総務及び総務代理の名簿とともに基金の総裁に提出するものとする。

理事会における投票

理事会における投票の運用上、各小名簿の国の総投票数は、当該小名簿の加盟国間で均等に配分されなければならない。

改正

この部（12から24までの規定）は、加盟国名簿Ｃの加盟国の三分の二以上の多数による議決で随時改正することができる。基金の総裁は、この部の改正について通報を受ける。

Ｂ　加盟国名簿Ａ、Ｂ及びＣに適用される一般規定

加盟国名簿Ａ、Ｂ及びＣによつて選出又は任命された理事国及び代理理事国の名称は、それぞれ基金の総裁に提出するものとする。

５から25までの規定に抵触する場合においても、各選挙の時に、加盟国名簿の加盟国又は加盟国名簿内のある小グループの加盟国は、基金の資金に対する拠出を加盟国に奨励するために、加盟国名簿から最大の実質的な拠出を行つた一定数の加盟国を、当該名簿の理事国及び代理理事国として任命することを決定することができる。この場合には、その決定の結果は、基金の総裁に対して書面により通報するものとする。

新たな加盟国名簿に加わつた場合には、当該新たな加盟国の総務は、当該名簿の次回の選挙が行われるまでの間、当該新たな加盟国を代表し、かつ、当該新たな加盟国の票を投ずるため、現在の理事国の一を指名することができる。指名された加盟国は、当該期間中、その指名を行つた総務によつて選出又は任命されたものとみなされ、及び当該新たな加盟国は、当該指名された加盟国の小グループに加わつたとみなされる。

１から４まで、７、11及び25から29までの改正

１から４まで、７、11及び25から29までの規定に定める手続は、総務会の総票数の三分の二以上の多数による議決で随時改正することができる。別段の決定を行う場合を除くほか、１から４まで、７、11及び25から29までの改正は、採択後直ちに効力を生ずる。

六　附属書Ⅲを追加する。

附属書Ⅲ　千九百九十五年一月二十六日現在の各区分における加盟国の配分

第一区分

オーストラリア
オーストリア
ベルギー
カナダ
デンマーク
フィンランド
フランス
ドイツ
ギリシャ
アイルランド
イタリア
日本国
ルクセンブルク
オランダ
ニュージーランド
ノルウェー
ポルトガル
スペイン
スウェーデン
スイス
英国
アメリカ合衆国

第二区分

アルジェリア
ガボン
インドネシア
イラン
イラク
クウェート
リビア
ナイジェリア
カタール
サウジアラビア
アラブ首長国連邦
ベネズエラ

第三区分

アフガニスタン
アルバニア
アンゴラ
アンティグア・バーブーダ
アルゼンチン
アルメニア
アゼルバイジャン
バングラデシュ
キューバ
キプロス
朝鮮民主主義人民共和国
ジブチ
ドミニカ
ドミニカ共和国
エクアドル
エジプト
リベリア
マダガスカル
マラウイ
マレーシア
モルディブ
マリ
マルタ
モーリタニア
サントメ・プリンシペ
セネガル
セーシェル
シエラレオネ
ソロモン
ソマリア
スリランカ
スーダン